

衛生管理マニュアル

感染症に対する基礎知識の獲得

【通所系 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル】参照

衛生管理委員会の設置

- ① 委員の構成：管理者、看護師、主任、相談支援事業所アトリエさくら相談支援専門員
- ② 委員会の開催：4月、7月、10月、1月
- ③ 委員会の内容：感染対策の確認、感染症に対する研修会への参加、職員への感染症に対する学習会の開催、会議内容の記録の作成、すべての職員への書類での周知徹底

平常時

1 営業日における衛生管理

サービス提供時間後：各設備の衛生管理（点検）

- ① 指導訓練室：掃除機、床水拭き（金曜日）おもちゃや机、椅子のアルコール消毒
- ② トイレ：清掃、トイレットペーパーの補充
- ③ 洗面所：清掃、アルコール消毒
- ④ 保健室：清掃、床水拭き（金曜日）アルコール消毒
- ⑤ 談話室：清掃、床水拭き（金曜日）アルコール消毒
- ⑥ 学習室：清掃、床水拭き（金曜日）アルコール消毒
- ⑦ 職員室：清掃、床水拭き（金曜日）アルコール消毒
- ⑧ 玄関、ホール：掃、床水拭き（金曜日）アルコール消毒

担当者：管理者及びすべての職員

2 営業日における利用児童への衛生支援及び指導

- ① 利用児童が来所時、必ず以下の確認を指導員が見守りまたは介助する。
 - ・ 来所直後の流水での手洗い、うがい。
 - ・ おやつ前の手洗い。
 - ・ トイレ後の手洗い。
 - ・ その他必要に応じて

緊急時

1 疾病の可能性のある利用児童が来所の場合

- ① 体調を確認、体温測定、施設看護師に相談。
- ② 施設看護師は状態観察後、必要に応じて協力医療機関に相談。保護者へ連絡。

2 事後対応

①管理者より保護者に受診後の結果を収集する。感染症に罹患していないか確認。

3 受診した利用児童が感染症に罹患していた場合、

①管理者より速やかに青森市保健所に連絡し、今後の指示を仰ぐ。

新型コロナウイルス感染症

利用児童または職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は青森市保健所に電話連絡と青森市障がい者支援課に指定の様式を用いて作成後に報告。

青森市保健所 017-765-5280

2023 年 1 月 13 日作成